平成２１年（フ）第１９６号
青森県北津軽郡板柳町大字高増字宮本32番地
債務者　三戸喜恵子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
青森市松原１丁目16番29号　中西アパート３号
債務者　平岡　直子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９１７号
東京都練馬区下石神井２丁目24番15号クレセント・ドヌールＡ棟203
債務者　藤原由希子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５２号
東京都立川市錦町１丁目19番10号パークアベニューＡ棟106号
債務者　小泉　貴志
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５５号
東京都府中市美好町１丁目４番地の２グランドハイツＮＩＫＫＯ403
債務者　遠藤　　満
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８３号
東京都青梅市野上町３丁目10番地の１霞台第２住宅21―412
債務者　遠藤　秀昭
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９９３号
東京都調布市富士見町１丁目27番地２シルキーハウスＡ―201
債務者　戸叶　和臣
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１００９号
東京都国立市中３丁目６番地の27国立ハイムＡ―101
債務者　戸塚　優子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０１９号
東京都町田市南成瀬２丁目10番地１しょうめいハイツ202
債務者　小野信二郎
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７１号
山口県光市中島田１丁目９番１―305号
債務者　山本　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１８５号
山口県周南市舞車町２番25―206号
債務者　山本　菊枝
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９５号
山口県周南市大字徳山592―17パークハイツ遠石101号室、住民票上の住所山口県周南市大字戸田143番地
債務者　松浦美代子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２８６号
釧路市住之江町11番1502号道営住宅
債務者　藤田　恭平
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２８８号
釧路市愛国西２丁目11番10号
債務者　廣瀬　　学
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２８９号
釧路市愛国西２丁目11番10号
債務者　廣瀬　麻純
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前９時30分
釧路地方裁判所